

2025年5月16日

関係各位

宮城県石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤 治興

建設業法に基づく行政処分に関するご通知とお詫び

拝啓 時下、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊社は、建設業法第28条第3項の規定に抵触したことから、本日付けで宮城県より営業停止処分通知を下記の通り受けました。

本件に関しましては、お客様や協力企業様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことになり、本書をもって深くお詫び申し上げます。

弊社は、今回の処分を厳粛に受け止め、経営管理体制を抜本的に見直し、再発防止と信頼回復に努めてまいり所存でございますので、引き続き倍旧のご厚情を賜りたくお願い申し上げます。

多くの皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

敬具

【営業停止処分の概要】

- 対象業種：建設業に係る営業のうち、「**土木工事業**」に関する営業のうち**公共工事に係るもの**
- 期間：2025年5月30日（金）より7月28日（月）までの60日間
・既にご契約を頂いている工事案件の進行に影響はありません。
- 停止内容：1）請負契約の締結及び、関連する入札、見積り、交渉等について停止します。
2）営業停止処分を厳格に遵守するため、60日間の営業停止期間の他、処分日の本日より該当業種につき営業停止と致します。
- その他：記載の内容は建設工事に関する営業を対象としています。
- 処分理由：
遠藤興業株式会社の元従業員は、石巻市発注の制限付き一般競争入札に関して、公正な入札を害する行為を行った。
これにより、令和6年11月11日に仙台地方裁判所から公契約関係競売入札妨害罪により懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。
このことは、法第28条第1項第2号に該当する。

【お問合せ先】

- ・担当) 総務部
- ・TEL) 0225-95-8333
- ・受付時間) 8:00~17:00 (土曜・日曜 定休日)

以上